

## 改正土壌汚染対策法に関するQ&amp;A

## 1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第3条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>土壌汚染状況調査において、単位区画をさらに分割して調査を行った結果、当該さらに分割して形成された区画のうちの1つが、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった。</p> <p>このような場合、当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画のみを区域指定してよいか。</p>	<p>規則第9条第1項及び第2項にあるように、土壌汚染状況調査における試料採取等の結果に基づく調査対象地の汚染状態の評価は、100㎡の単位区画ごとに行うこととされている。</p> <p>御質問にあるように100㎡の単位区画をさらに分割して形成した区画ごとに試料採取を行うこと自体は認められるものであるが、それは、当該単位区画の汚染状態の評価をより詳細に行うために行われたものであって、区域指定は、当該100㎡の単位区画を対象に行うものであることには変わりはない。</p> <p>したがって、「当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画」のみを区域指定することは、認められないものと解する。</p>
<p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた工場又は事業場の敷地全体について、当該確認の取消しを受ける前に土壌汚染状況調査と同等の調査を行った結果、汚染が見つからなかった場合も、改正法第14条による申請をさせるべきか。</p>	<p>敷地全体について調査できるような状況であれば、まずは法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地の利用方法について変更がなされていないかどうかを確認する必要がある。当該調査の結果、汚染がなかった場合には、法第14条の申請をする必要はないと考えられ、当該調査の結果は、法第3条第1項のただし書の確認が取り消された後に調査義務の履行として提出してもらうことが可能である。</p>
<p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた工場又は事業場の敷地の一部について、法第14条の指定の申請がなされ、道府県知事が確認して区域指定を行った場合、当該確認は取り消すこととなるのか。</p>	<p>土地の利用方法の変更がない限りただし書の確認は取り消されない。当該確認を受けた工場又は事業場の敷地について、法第14条の指定の申請に基づき区域指定がなされたとしても、当該確認が取り消された段階で、法第3条第1項の調査義務が生じることとなる。</p>
<p>平成22年3月31日以前に開始した、法3条調査について、平成22年4月1日以降に終了し、報告を行う場合、調査方法は旧法のもので行うべきか、新法のもので行うべきか。</p> <p>また、当該調査の結果、区域の指定をする場合は、新法における要措置区域等の指定としてよろしいか。</p>	<p>調査方法については、調査義務の発生時点が旧法施行時であれば、旧法のものによる。また、土壌汚染状況調査結果報告書の様式についても同様に旧法のものを使用されたい。</p> <p>区域の指定については、新法施行後に行うことになるため、新法によるものとなる。</p>

## 2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条調査）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
----------	-------------

<p>土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事が管轄する土地にまたがる場合、法第4条第1項の届出はどのように行うべきか。</p>	<p>土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事が管轄する土地にまたがる場合には、同じ内容の届出書を当該2以上の都道府県知事に対して提出するように指導されたい。当該届出を受けた都道府県知事は、それぞれが管轄する土地について、法第4条第2項の命令の発出を検討することになる。</p>
<p>法第4条第1項の届出を一度受理した後、形質変更面積が3,000㎡未満となった場合（形質変更面積の計算ミスや工事計画の縮小等による）当該届出の撤回は受け付けることができるか。</p>	<p>法第4条第1項の届出については、撤回はできると考える。 ただし、法第4条第2項の命令発出後に同条第1項の届出の撤回を認めると、一度発出した命令の効力が後発的な事情変更により左右されることになることから、命令発出後の届出の撤回は不可能と解する。</p>
<p>土砂等の崩落防止のため、法面工事を行うときに山の斜面を掘削するが、形質変更の面積の考え方は、山の斜面の面積とするのか、それとも掘削部を水平投影した面積とするのか。また、その場合、掘削深度は斜面のどの方向の深度と考えるべきか。</p>	<p>トンネル工事の際と同様に、掘削部を平面投影した面積で算定されたい。また、斜面の掘削深度については、鉛直方向で考えられたい。</p>
<p>複数年にわたるような大規模な公共事業の取扱いについて現時点で複数年契約を締結済みであり、事業自体は着工済みであるものの工区が分かれている場合、未着手の工区以降の改変行為について、届け出るよう指導を行っても差し支えないか。</p>	<p>差し支えない。</p>
<p>土木事業においては、一般的に「一つの事業ごとに、全体事業計画区間を設定し、複数年において工事を実施」している。これまでの説明では、例えば1, 2, 3期の工期がある場合も一連の計画として届出を行うべきとの解釈であったと思うが、これに従えば、法施行時現在、事業に着手している計画は法第4条の届出は不要であり、例え工事最終完了まで長期を要しても、法の対象外と解してよいか。</p>	<p>法の施行時に既に形質の変更に着手している区間については届出の対象外となるが、その他の区間について平成22年5月1日以降の土地の形質の変更がなされるのであれば、それらの区間を同一の土地の形質の変更と見なして届出がなされるよう指導されたい。</p>
<p>平成22年4月1日以前に開発許可を受けた計画の中で、工事区間がいくつかに分かれている。既に平成21年度から工事に着手している区間があり、また、平成22年5月1日以降に工事に着手する区間、平成23年度から工事する区間があるような事例（それぞれ土地の形質変更規模は3,000㎡以上である）で、5月1日以降工事に着手するものについては、改正法施行以前に、開発許可を受けて既に（平成21年度から）工事に着手している事例であり、届出不要と解してよろしいか。</p>	<p>法の施行時に既に形質の変更に着手している区間については届出の対象外となるが、その他の区間について平成22年5月1日以降の土地の形質の変更がなされるのであれば、それらの区間を同一の土地の形質の変更と見なして届出がなされるよう指導されたい。</p>
<p>公共事業である道路整備事業などで、用地買収が完了していない部分があるなど、最初の着手時期に添付書類（とりわけ土地の形質の変更の実施についての同意書）が全て整わなくて届出ができない場合、どのように届出させるべきか。</p>	<p>まずは届出ができる範囲で、なるべく広く届出をしてもらうことが望ましいが、質問にある事例のように添付書類が整わない場合には、法第4条第1項の届出を行うことはできない。その場合、同意書が取れている部分について、法第14条の指定の申請の規定の活用を促すこととされたい。</p>

<p>規模（面積）を概略で試算して3,000㎡未満となり届出が不要であったものについて、工事に着手し、施行の途中において先線の計画が確定して3,000㎡以上となった場合（当初より面積が確定している場合にあっても工事途中での工法変更となり、面積が変わる場合も想定される）、確定した時点で届出を行うことでよいか。</p> <p>また、その時の対象となる規模は、確定した時点の残工区の規模を対象とするのか、改正法の適用（5月1日以降）後に着手（完了）した面積も含めて対象とするのか。</p>	<p>工事の施行途中で計画変更し、形質変更面積が変わったとしても、届け出た範囲内に収まるように、土地の形質の変更がなされる範囲については、広めに届出をするように指導されたい。</p> <p>工事着手後に面積が変更となった場合については、残工事区の規模を基準として、法第4条第1項の届出の要否を判断されたい。</p>
<p>掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。</p> <p>また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合の届出についても届け出る必要があるか。</p>	<p>前段及び後段ともに、盛土には該当するため土地の形質変更面積に含めて考えられたい。</p>
<p>再生砕石を砂利にして、地面に盛る場合、法第4条第1項上、盛土扱いになるのか。</p>	<p>砂利を地面に盛ることにより、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更に当たる。</p>
<p>川岸で砂利を採取する行為についても、法第4条第1項の届出が必要となるのか。</p>	<p>砂利を採取する行為により、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更に当たる。</p>
<p>海岸砂浜の減少防止工事として、港から浚渫した砂を砂浜に盛る工事を行うことについて、法第4条1項の届出の対象となるか。</p>	<p>浚渫は土地の形質の変更に当たらず、浚渫した砂を砂浜に盛る工事の内容が掘削を伴わないものであれば、法第4条第1項の届出対象外となる。</p>
<p>陸上自衛隊の演習場及び射撃場において、訓練のため3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、法第4条第1項の届出の例外となるか。</p>	<p>陸上自衛隊の演習場及び射撃場における土地の形質の変更についても、法第4条第1項第1号（規則第25条各号）に該当しない限り、法第4条第1項の届出の対象となる。</p>

<p>採石場は5年毎の認可更新が必要であるが、更新時に法第4条の届出対象となるか（採取認可範囲が同じ場合）。</p> <p>また、採取範囲が拡大となった場合（変更認可等）、法第4条の届出対象範囲は拡大した範囲のみで判断するのか、それとも既認可分を含めた全体で判断するのか。</p>	<p>採取認可範囲が同じ場合であれば、法第4条第1項の届出は不要であるが、採取範囲が拡大となった場合には、当該拡大した範囲について同項の届出の可否を判断されたい。</p>
<p>法第4条第1項の届出に係る土地について、同条第2項の命令を発出しないという判断を都道府県知事がした場合に、その旨を土地の所有者等に通知することは可能か。</p>	<p>仮にそのような通知がなされた後に、当該土地において法第4条第2項の基準に該当する地歴が判明し、その際、当該通知を受けて既に土地の形質の変更が行われてしまえば、もはや同項の命令を発出することが不可能になってしまうことから、通知の発出については慎重に判断すべきである。</p>
<p>施行規則第23条第2項第2号の同意書について、土地区画整理事業の場合には、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第80条の規定に基づき、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」がなされた時点で掘削権限が施工者にあるとみなし、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」が確認できる書類をもって土地の形質の変更の実施についての同意書に代えることができると考えるがどうか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>土地改良法に基づく圃場整備事業では、対象となる農地の2/3以上の所有者の同意があれば事業が実施可能とのことであるが、当該事業が土壤汚染対策法第4条第1項の形質変更届出に該当する場合、届出に当たり土地所有者全員の同意書は必要か。</p>	<p>施行規則第23条第2項第2号の同意書について、土地改良事業の場合には、土地改良法（昭和24年法律第195号）第123条の2の規定に基づき、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」がなされた時点で掘削権限が施工者にあるとみなし、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」が確認できる書類をもって土地の形質の変更の実施についての同意書に代えることができると解する。</p>
<p>施行規則第25条第1号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面（アスファルト舗装されている場合には、アスファルト面）と解してよいか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>土壤汚染対策法施行規則第25条第3号の規定により、法第4条第1項の届出対象外となっている「林業の用に供する作業路網の整備」について、具体的な定義（判断基準等）はあるか。</p>	<p>林道は含まれない。「林業の用に供する作業路網の整備」とは、①通常、土地の形質の変更を伴うものであったとしても、木材の搬出時期や労務の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないこと、③そのための掘削が通常帯水層に接しないと考えられることから、その行為の都度届出をすることの合理性が認められず、典型的に法第4条第1項の届出の例外としているものである。個別の事案について上記要件に該当するか否かは、都道府県知事（土壤汚染対策法施行令第8条に規定する市にあっては、市長）に相談されたい。</p>

<p>法第4条第1項の届出に係る土地について、同条第2項の命令を発出するに当たり、その必要性を確認するために当該土地の所有者等に対し報告を求め、当該土地に立入検査を実施することがあると考えられるが、この場合、当該土地は、法第54条第1項の「土壤汚染状況調査に係る土地」に該当すると解してよいか。</p>	<p>法第4条第1項の届出に係る土地は、法第54条第1項の「土壤汚染状況調査に係る土地」に該当すると解して差し支えない。 ただし、都道府県知事は、法第4条第2項の命令を発出するために当該土地の地歴を確認し、当該命令の発出の当否を説明する責任を負うところ、法第54条第1項に基づき、当該土地の所有者等に対し当該地歴の報告を求めることは、法第4条第2項の命令の発出に伴う責任を私人に転嫁することになることから、かかる運用をしないよう留意されたい。</p>
<p>平成22年3月30日付け事務連絡で示された行政手続の例はそのすべてについて、所管行政庁に対し法第4条第1項の届出に係る土地に係る照会を行う必要があり、そうしなければ不作為の責任を問われるということか。</p>	<p>当該事務連絡によりお示ししたリストはあくまで例示であり、そのすべてを照会するからといって不作為の責任を問われないか否かは、個別の土地により異なり、一概には言えない。 例えば、旧来から農地として利用されていた土地や山林に化学工場が立地されていたとは考えがたく、そのような場合にまで化学工場に係る履歴を確認する必要性が高いとはいえず、土地の利用状況を勘案し、所管行政庁への照会の合理的必要性がある場合に照会するという運用にされたい。</p>
<p>水質汚濁防止法第6条に基づき、同法施行令別表第1の55号「生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント」に係る特定施設使用届出書を提出した事業場の敷地であった土地は、当該届出履歴をもって、法第4条第2項に規定する「特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準」（規則第26条）に該当するのか。</p>	<p>当該土地は、生コンクリートに六価クロムが含まれるという知見があることから、規則第26条第4号に該当すると解されたい。</p>
<p>法第4条第2項の命令について、同条第1項の届出に係る掘削部分だけでなく、盛土部分についても、調査命令の対象となる土地の範囲に含めることができるか。</p>	<p>汚染の拡散の防止という観点からは、掘削部分以外を調査命令の対象となる土地の範囲に含める必要があるとは考えていない。</p>
<p>法第4条第2項の命令について、都道府県知事が土地が基準に該当すると認めるに至った段階で、土地所有者等が自主的な土壤汚染調査が必要と判断し、調査に着手する場合は命令を発出する必要はないと考えることができるか。</p>	<p>法第14条第1項の指定の申請は、法第4条第2項の規定の適用を受ける土地については除外しているため、御質問のケースについては区域の指定を行うため、法第4条第2項の命令を発出する必要がある。</p>
<p>法第4条の届出が想定される区域について、届出以前に法に準じた方法で自主調査を実施し、汚染がないことがわかっている場合、届出後、その調査結果をもって（履歴の確認は省略）、4条第2項の調査命令は不要と判断してよいか。</p>	<p>当該調査が土壤汚染状況調査と同等以上の調査であり、その結果、汚染がないことが判明し、かつ、当該区域についてほかに法第4条第2項の環境省令で定める基準に該当しないことを都道府県知事が確認している場合には同項の命令は不要とする余地があると解する。</p>

<p>改正法の施行以前に指定区域に指定され、土壌汚染の除去の措置を講じた結果、当該区域指定が解除された土地の区域について、法第4条第1項の届出があった場合、同条第2項の命令を発出する必要はないか。</p>	<p>当該土地が、以下の要件に該当すると都道府県知事において確認することができるのであれば、法第4条第2項の命令を発出しない余地があると解する。ただし、これら要件に該当しない場合については、当該土地は、土壌汚染のおそれがある土地に該当するため、調査命令を発出する必要がある。</p> <p>① かつての区域指定に係る工場又は事業場に関する地歴以外に、法第4条第2項の環境省令で定める基準に係る地歴がない土地であること。</p> <p>② ①の工場により生じていた土壌汚染が除去されていること。</p>
<p>土壌汚染対策法施行以前に水濁法特定施設の廃止届出が提出された事業場跡地（3,000m<sup>2</sup>以上）について、法第4条第1項に基づく届出があった。水濁法届出台帳には、当該特定施設についての特定有害物質の使用に係る情報は記載されていないが、土地所有者等が自主的に当該事業場での特定有害物質の使用履歴を調査したところ、特定施設以外の製造工程で4種類の特定有害物質を使用していたことが判明し、その旨の申出がなされていた場合、当該申出のみを判断資料として、法第4条第2項の調査命令を発出することは可能と考えるがいかがか。</p> <p>また、土地所有者等の使用履歴情報の申し出のみを判断資料としてよい場合、申出のとおり特定有害物質4種類（分解生成物を除く）に限定して調査対象としてよろしいか。</p>	<p>前段については、そのとおり。</p> <p>後段については、申出に係る特定有害物質に限定することにはならない。他に法第4条第2項の基準に該当する地歴があるか否かについて確認のうえ、もしその他の地歴がないようであれば、特定有害物質4種類（分解生成物4種類）を含んだ上で命令を発出することになる。</p>
<p>法第4条第2項の土壌汚染状況調査結果報告書の様式は、法第3条第1項の土壌汚染状況調査結果書の様式と同様のものを使用することによろしいか。</p>	<p>そのとおり。別添の例を参考に、規則様式第1を流用されたい。</p>

### 3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条関係）

意見の概要	意見に対する考え方

### 4. 要措置区域の指定等（法第6条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>要措置区域台帳又は形質変更時届出台帳の指定番号について、表記の仕方は定まっているか。</p>	<p>特段定まっていないものの、以下のような表記の仕方が考えられる。</p> <p>要措置区域：要－1 形質変更時届出区域：形－1</p>
<p>区域の指定に当たって、都道府県知事は指定の対象となる区域について地下水汚染の有無を把握する必要があるが、どの時点でどのように調査したら良いのか。</p>	<p>区域の指定に先だって行う必要があり、汚染の除去等の措置の「地下水の水質の測定」と同様の考え方で、地下水流向等を勘案したうえで、土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に井戸を設けることとされたい。</p>

## 5. 汚染の除去等の措置等（法第7条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>第一種特定有害物質について基準を超過した土地について、遮水工封じ込め措置を適用する場合において、措置を実施する対象地（要措置区域）が狭小なとき、掘削土壌は埋め戻しまでの間、措置対象地以外の場所で一時保管する必要があるが、掘削した汚染土壌を要措置区域等以外の場所に搬出して一時保管することは、当該汚染土壌の処理を処理業者に委託しないため、法第18条第1項の規定に反すると解してよろしいか。</p>	<p>搬出に当たる場合であれば、そのとおり。なお、搬出に当たらない場合については「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日付環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知の記の第5の1(2)①）を参照。</p>
<p>遮水工封じ込めについて定める規則別表第六の三の項のロ及びハでは、基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては同基準に適合させた上で、埋め戻すとされているが、掘削する前に原位置で同基準に適合させる処理をすることは、これらの規定に反することになるか。</p>	<p>掘削する前の基準不適合土壌を原位置で第二溶出量基準に適合するよう処理した上で遮水工封じ込めを行うことは規則別表第六の3の項には規定していなかったところであるが、当該処理が規則別表第六の2の項に定める原位置浄化の方法により実施するのであれば差し支えない。</p>
<p>連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壌を1箇所に集約することが可能か。また、当該集約された区域を除いて汚染土壌の除去がなされた区域について区域指定を解除することができるか。</p>	<p>形質変更時要届出区域内で、汚染土壌を集約する行為自体は、規則第53条各号に適合する場合であれば可能である。また、当該集約された区域を除いて汚染土壌の除去がなされた区域については、環境省令で定める技術的基準に適合した土壤汚染の除去が講じられたのであれば、形質変更時要届出区域の指定が解除されることとなる。</p>

## 6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

**7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令  
(法第12条関係)**

Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)
<p>元々帯水層に基準不適合土壌が接している形質変更時要届出区域について、法第12条に基づき形質変更の届出をした場合、規則第53条第2号に規定する「基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること」の基準に適合する土地の形質の変更か否かをどのように判断するのか。</p>	<p>規則第53条第2号は、土地の形質の変更によって基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が帯水層に接することにより新たな汚染の拡散を防止するための規定であり、元々帯水層に基準不適合土壌が接している形質変更時要届出区域については、土地の形質の変更により、既に帯水層に接している基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）以外の基準不適合土壌が新たに帯水層に接することになるか否かで判断することになる。</p>

**8. 指定の申請 (法第14条関係)**

Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)

**9. 台帳 (法第15条関係)**

Q (質問の概要)	A (質問に対する回答)

## 10. 汚染土壌の搬出時の届出等（法第16条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある要措置区域等内の土壌について不溶化处理を行い、当該土壌が第二溶出量基準に適合したことを確認した上で、当該土壌を埋立処理施設へ搬入するために区域外へ搬出することは可能か。</p>	<p>要措置区域等内における不溶化处理は可能である。もっとも、当該不溶化处理した後の土壌については、搬出時の汚染状態が台帳に記載してある汚染状態と変わることはなく、第二溶出量基準に不適合である土壌として搬出する必要がある。</p>

## 11. 運搬に関する基準（法第17条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>区域内で鉄の箱に汚染土壌を入れて、隣の汚染のない区域に鉄の箱を置き、1日後に運び出す計画がある。この場合、積替え又は一時保管のいずれに該当するのか。 また、鉄の箱の上面を蓋、ビニールシート等で被覆すれば、運搬基準と同等の拡散、遮水効力を有すると想定されるが、更に周囲の囲い、屋根等の運搬基準に該当する設備等が必要になるか。</p>	<p>前段については、一時保管に該当すると解する。後段については、御質問の鉄の箱を蓋等で密閉し、当該鉄の箱自体が、運搬基準と同等以上の飛散等防止機能を有していると認められるのであれば、周囲の囲い、屋根等がなくても足りると解する。なお、この場合であっても表示義務は必要となる。</p>

## 12. 管理票（法第20条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

## 13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定の新設（法第22条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

<p>処理業省令第4条第2号口に規定する「知識及び技能を有する者」の配置とは、具体的にどのような状態をいうのか。</p>	<p>組織上配置されているだけでなく、常駐する必要があると解する。</p>
<p>事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断する根拠の1つとして、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（以下、通知文）に「利益が計上されていること（過去3年間程度の損益平均値をもって判断する）」と記載されていますが、この過去3年間の損益平均値とは過去3年間の「経常利益」の平均値と解してよろしいか。</p>	<p>そのとおり。</p>

#### 14. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準（法第22条第6項関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
<p>処理業省令第4条第2号口の「汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することを証明する書類」について、埋立処理施設の場合は、廃棄物処理法に基づく許可を受けた最終処分場（廃棄物処理法の搬入基準に適合した施設）で汚染土壌を埋め立てていた経験も実務経験となるか。</p>	<p>実態として汚染土壌の処理の事業の用に供する施設において埋立行為を行っていたか否かで判断されたい。</p>
<p>処理業省令第5条第15号において、地下水の水質の測定が規定されているが、測定項目は、地下水環境基準に規定されるすべての項目とするべきか。</p>	<p>規則第7条第1項に規定する地下水基準が定められているすべての項目である。</p>
<p>処理業省令第5条第16号口において、大気有害物質の量の測定が規定されているが、浄化等処理施設（洗浄処理）の場合、測定をすべき「排出口」はどこであるとするべきか。</p>	<p>「排出口」とは、施設において発生する大気有害物質を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいい、排出口が設けられていない場合には、測定は不要と解する。</p>

15. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧（法第22条第8項関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

16. 汚染土壌処理業による変更の許可等（法第23条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

17. 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条第1項関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）

18. 許可証の交付等（法第28条関係）

Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
許可証の記載についてはどのように行うべきか。	「汚染土壌処理業の許可事務遂行上の留意事項について」（平成22年6月3日付け事務連絡）を参照されたい。

## 様式第一（第一条第二項関係）

<p>土壤汚染状況調査結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿 (市長)</p> <p style="text-align: right;">報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印</p> <p>土壤汚染対策法第3条第1項本文第4条第2項の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 カドミウム及びその化合物
土壤汚染状況調査の結果	別紙のとおり
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	△△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 登録番号：
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	△△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 指定番号：0000-00-00
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。